

議第35号

三島市部設置条例の一部を改正する条例案

三島市部設置条例（昭和48年三島市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中

「(4) 地域の活動並びに防犯及び交通安全に関すること。
健康推進部」を

「(4) 地域の活動並びに防犯及び交通安全に関すること。
(5) 国際交流に関すること。
健康推進部」に、

「(2) 介護保険に関すること。
産業振興部
(1) 農林業に関すること。
(2) 土地改良に関すること。
(3) 商工業及び労政に関すること。を
(4) 観光に関すること。
(5) 企業立地の推進に関すること。
(6) 楽寿園に関すること。
財政経営部」

「(2) 介護保険に関すること。
財政経営部」に、

「(9) 国際交流に関すること。
(10) 広報及び広聴に関すること。
(11) 電子計算機による情報の管理及び処理に関すること。
(12) 危機管理に関すること。
(13) 他の部の主管に属しないこと。

都市整備部

(1) 都市計画に関すること。
(2) 開発指導に関すること。
(3) 都市整備に関すること。を

- (4) 地籍調査に関する事。
- (5) 道路、河川その他土木に関する事。
- (6) 建築及び住宅に関する事。
- (7) 水と緑に関する事。
- (8) 公園（楽寿園を除く。）及び緑地に関する事。
- (9) 三島駅周辺整備の推進に関する事。

上下水道部

下水道に関する事。

」

- 「(9) 広報及び広聴に関する事。
- (10) 電子計算機による情報の管理及び処理に関する事。
 - (11) 危機管理に関する事。
 - (12) 他の部の主管に属しない事。

産業文化部

- (1) 農林業に関する事。
- (2) 土地改良に関する事。
- (3) 商工業及び労政に関する事。
- (4) 観光に関する事。
- (5) 楽寿園に関する事。
- (6) 文化の振興に関する事。

計画まちづくり部

- (1) 都市計画に関する事。
- (2) 開発指導に関する事。
- (3) 建築及び住宅に関する事。
- (4) 水と緑に関する事。
- (5) 公園（楽寿園を除く。）及び緑地に関する事。
- (6) 三島駅周辺整備の推進に関する事。
- (7) 企業立地の推進に関する事。

に改める。

都市基盤部

- (1) 都市整備に関する事。

- (2) 地籍調査に関する事。
- (3) 道路、河川その他土木に関する事。
- (4) 下水道に関する事。

」

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

平成29年3月17日提出

三島市長 豊岡 武士